

●香川県告示第189号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成27年6月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成27年6月3日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市垂水町字金竹2115番2及び同地先農道
善通寺市与北町字角上502番2、503番2、503番3及び同地先農道水路
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.26メートル
延長 22.60メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。